

(様式1)

参加申込書

年 月 日

新発田市長 様

住所

(所在地)

氏名

(法人名及び代表者名)

印

電話番号

FAX 番号

【事務担当者】

住所

所属部署

氏名

電話番号

FAX 番号

新発田市が実施する自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、申し込みます。

【添付書類】該当する項目に☑を付けてください

- 見積書
- 誓約書
- 販売品目一覧表
- 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し  
(許認可等を受けるのが後日となる場合は、許認可後に提出すること。)
- 納税証明書(「市税の未納がない」証明書) ※写し可

(様式 2)

見積書

年 月 日

新発田市長 様

住所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

印

新発田市自動販売機設置事業者募集において、私は、募集要項、基本仕様書、物件別仕様書及び関係書類（図面等）並びに設置箇所等熟知承諾のうえ、次のとおり提出します。

物件番号及び自動販売機加算率

物件番号	自動販売機加算率

**【注意事項】**

- 募集要項に記載されている物件番号を記入してください。
- 加算率の訂正は無効です。
- 記名押印がないものは無効です。
- 設置の許可に係る使用料及び電気代相当額については別途徴するため、自動販売機加算金には含まないこと。
- 自動販売機加算率は、アラビア数字（算用数字）を用い、小数第一位まで記入すること。
- 自動販売機加算率は、自動販売機ごとの売上額に対して、市へ納付する販売手数料率を記入すること。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 1 物件番号ごとに見積書 1 枚を使用してください。

(様式3)

### 誓約書

私は、新発田市が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

- 1 参加申込書の提出に際し、自動販売機設置事業者募集要項、基本仕様書、物件別仕様書及び関係図面並びに設置箇所等について十分理解し、承知の上で参加申込みします。
- 2 自動販売機設置事業者募集要項の「2 公募参加資格」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、新発田市ホームページ等に自動販売機加算率及び設置事業者名を掲載することに同意します。
- 4 各種法令を遵守するとともに、次に掲げる者についてはいずれにも該当しないことを誓約いたします。
  - (1) 暴力団員（新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と認められる者
  - (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（新発田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用していると認められる者
  - (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
  - (5) 法人にあっては、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む）が、(1)から(4)までのいずれかに該当する者があるもの

年 月 日

新発田市長 様

住所  
(所在地)  
氏名  
(法人名・代表者名)

印

(様式4)

[参加申込者名] \_\_\_\_\_

[物件番号] \_\_\_\_\_

販 売 品 目 等 一 覧 表

メーカー名	商品名	規格 (内容量)	容器の 種類	標準小売 価格(円)	備考

- (注) 1 この「販売品目等一覧表」は、参加申込者が予定している主力商品のメーカー名、商品名、規格（内容量）、容器の種類、標準小売価格（税込）を記載する。
- 2 容器の種類欄には、飲料についてのみ「缶・びん・ペットボトル・紙パック・紙コップ」のいずれかを記載する。

(様式5)

見積辞退届

年 月 日

新発田市長 様

住所

(所在地)

氏名

(法人名及び代表者名)

印

電話番号

FAX 番号

【事務担当者】

住所

所属部署

氏名

電話

年 月 日選考の新発田市自動販売機設置事業者募集において、都合により下記物件の見積りを辞退します。

物件番号	設置施設

- 一旦提出した見積りを辞退する場合に、本様式を提出してください。
- 記名押印のないものは、辞退の扱いになりませんのでご注意ください。
- 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。

(様式6)

## 行政財産使用許可申請書

年 月 日

新発田市長 様

住 所  
氏 名  
連絡先

下記行政財産を使用したいので、許可されるよう申請いたします。

記

1 財産の表示

- (1) 所 在
- (2) 財産名
- (3) 数 量

2 使用目的

3 使用期間

自 年 月 日  
至 年 月 日

4 使用料

5 その他

(様式7)

自動販売機の管理関係等に関する届出書

年 月 日

新発田市長 様

住所  
(所在地)  
氏名  
(法人名及び代表者名)  
電話番号  
FAX 番号

【事務担当者】

住所  
所属部署  
氏名  
電話番号  
FAX 番号

\_\_\_\_\_内に設置する自動販売機に係る個別業務等の実施者について、次のとおり届け出ます。

物件番号		設置場所	
------	--	------	--

【個別業務の実施者】

区分	実施者／所属部署	連絡先（電話番号）
自動販売機の所有者		
設置管理責任者		
故障時の対応者		
商品の補充者		
売上代金の回収者		
その他（ ）		
その他（ ）		

※ 本書は、設置事業者の決定を受けた後に提出してください。

※ 故障時の対応者、商品補充者との委託契約書の写しを添付してください。

(様式 8)

質問書

新発田市 観光振興課 宛

(質問者)  
住所(所在地)  
氏名  
(法人名及び代表者名)  
(担当者)  
氏名  
電話番号  
FAX 番号  
E-mail

質問項目	
質問内容	

【注意事項】

- ※ 質問がある場合は、本質問書を 令和7年2月14日（金曜日）午後5時15分までに、新発田市観光振興課まで持参又はファクシミリ・電子メールで提出してください。  
なお、ファクシミリ又は電子メールの場合は、送信後、電話にて観光振興課に到着を確認してください。
- ※ 質問項目については「基本仕様書 P〇〇 番号〇〇 の〇〇〇〇について」等、具体的に記入してください。
- ※ 質問は1事業者1回に限ります。
- ※ 質問への回答については、令和7年2月17日（月曜日）に新発田市公式ウェブサイトに掲載します。なお、質問者名は公表しません。



(様式9)

行政財産使用許可書

第 号-2  
平成 年 月 日

様

新発田市長

年 月 日付けで申請の新発田市行政財産の使用については、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、下記条件を附してこれを許可します。

記

(使用財産の表示)

第1 使用を許可する財産(以下「使用財産」という。)は、次のとおりとする。

所在 新発田市  
財産名  
数量 m<sup>2</sup>

(使用期間)

第2 使用期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。

(使用料・延滞金及び使用料の不還付)

第3 使用料は、円とする。

- 2 使用料は、新発田市の発行する納入通知書により、年 月 日までに、市の指定する場所に納入しなければならない。
- 3 使用料の納入を遅延したときは、市条例に基づき遅延金を支払わなければならない。
- 4 既納の使用料は還付しない。

(使用の目的)

第4 使用者は、使用財産を次に指定する目的に使用しなければならない。

使用目的 として

(使用上の制限)

第5 使用者は、使用財産について形質の改変をしてはならない。ただし、事前に文書をもって申し出て、新発田市の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

- 2 使用者は、使用財産を第三者に使用させてはならない。

(使用許可の取消又は変更)

第6 次の各号の一に該当するときは、新発田市は使用許可の全部若しくは一部を取消し又は変更することがある。

- (1) 使用財産を、公用又は公共用に供するため必要とするとき。

(2) 使用財産の管理が良好でないとき。

(3) 本許可条項に違反したとき。

2 使用許可の取り消し又は変更によって使用者に損失が生じた場合においても、新発田市はその損失を補償しない。

(原状回復)

第7 使用者は、使用期間が満了したとき、又は第6により使用許可を取消されたときは、直ちに使用財産を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第8 使用者は、その責に帰する事由により使用財産の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、使用者は、この許可書に定める義務を履行しないため新発田市に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(光熱水費等の負担)

第9 使用者は、使用財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備がある場合において、その使用に必要な経費を要するときはその経費を負担しなければならない。

ただし、新発田市が承認するときは、全部又は一部を負担しないことができる。

(有益費等の請求権の放棄)

第10 使用者は、使用財産について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することができない。

(実地検査等)

第11 新発田市において必要があるときは、使用財産について、随時実地検査し、あるいは資料の提出又は報告を求めるほか維持使用に関して指示することができる。

(その他)

第12 使用期間中における当該財産区域内の安全管理は、使用者の責任において行うこと。

#### 【教示】

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新発田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新発田市を被告として（訴訟において新発田市を代表する者は新発田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(様式10)

## 自動販売機設置管理協定書

新発田市 新発田市長 二階堂 馨 (以下「甲」という。) と  
(以下「乙」という。) とは、乙が行政財産使用許可申請に基づき設置する自動販売機 (以下「自販機」という。) の設置管理に関し、行政財産使用許可書に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

(設置場所及び台数)

第1条 乙は、甲が指定する下記の場所に自販機を設置し、管理するものとする。

設置場所：

設置台数：台

(行政財産目的外使用の許可及び使用料)

第2条 乙は、甲の指定する期日までに、自販機の設置に伴う行政財産使用許可の申請及び使用料の納付を適正に行わなければならない。

(協定期間)

第3条 自販機の設置期間は、前条の乙の申請に対し甲が許可した期間とする。ただし、設置施設の運営形態や自動販売機設置の必要性を勘案し、甲が適当と判断した場合には、 年 月 日まで引き続き使用許可を行う。

2 本協定の期間は、前項に規定する自販機の設置期間とする。

(電気使用料)

第4条 乙は、自販機の運転による電気使用量を計測するための子メーターを乙の負担により設置するものとする。

2 乙が負担する電気使用料の額は、乙が設置する子メーターの指示値により計測した電気使用量に基づき、甲が計算した額とする。

3 乙は、前項の規定による電気使用料を、甲が発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに納めなければならない。

(水道使用料)

第5条 水道を使用する自販機を設置した場合は、乙は使用相当分の水道料金を負担する。

2 乙が負担する水道使用料は、販売本数に応じて甲が計算した額とする。ただし、計算した水道使用料が年額100円未満の場合は100円とする。

3 乙は、前項の規定による水道使用料を、甲が発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに納めなければならない。

(自動販売機加算金)

第6条 自動販売機加算金は各自販機の各月の売上実績額に、加算率 . % を乗じて得た額とする。

ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 乙は、各自販機に係る各月ごとの売上本数、売上実績額及び加算金額を、当該月の翌月 日までに書面により甲に報告するものとする。

3 乙は、加算金を甲が指定する期日までに納めなければならない。

(設置費用等)

第7条 自販機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び保健所等への届出等の費用は、全て乙の負担とする。

(販売品目の構成等)

第8条 自販機により販売する品目の構成、種類等については、次のとおりとする。

(1) 販売品目については、(缶、ペットボトル、紙パック(ストロー付)等で密閉式の容器、紙コップの容器入りのもの、ビン類)、菓子(密封のもの)等とし、多品種、多品目とした構成とするよう努めること。

(2) 販売開始後に甲から(1)の販売品目の構成、種類等の変更について要望があった場合、乙は、誠意をもって対応すること。

(3) 夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更すること。

(4) 酒類(いわゆるノンアルコール飲料を含む。)の販売は行わないこと。

(販売価格)

第9条 販売価格は、標準小売価格とする。

(維持管理責任等)

第10条 商品の補充及び金銭管理等自販機の維持管理については、乙は第三者(暴力団員に該当しない者に限る。)へ委託することができるものとする。

2 乙は、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行わなければならない。

3 乙は、自販機の維持管理を第三者に行わせようとする場合は、自販機を設置する日までに、乙と当該第三者との間で委託契約又は協定等を締結し、自動販売機の管理関係等に関する届出書に当該委託契約書又は協定書等の写しを添え、甲に提出しなければならない。

4 乙は、乙が設置した使用済容器の回収ボックス内にある使用済容器を乙の責任で適切に回収し、及びリサイクルしなければならない。

5 乙は、衛生管理及び感染症対策について、関係法令等を遵守するとともに乙の従業員に対しその徹底を図り、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行わなければならない。

6 乙は、自販機の設置に当たって、据付面を十分に確認したうえで安全に設置しなければならない。

7 自販機の故障、問い合わせ、苦情等については、乙の責任において対応しなければならない。

(自販機設置の中止)

第11条 乙は、行政財産使用許可申請を取り下げることにより自販機の設置を中止す

ることができる。

2 前項の規定により行政財産使用許可申請を取り下げるときは、乙は4か月前までに書面により甲に申し出て、承認を得るものとする。

3 第1項の規定により行政財産使用許可申請を取り下げた場合においても、納付済の使用料は返還しない。

(協力関係)

第12条 甲は、自販機の保守管理に協力するとともに、正常に稼動しない場合は直ちに乙に連絡する。乙は、甲より連絡を受けた場合、速やかに対処するものとする。

(賠償責任)

第13条 乙は、自販機の倒壊、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、甲及び第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において一切解決するものとする。ただし、当該事故が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が補償する。

(自販機の盗難及び破損)

第14条 甲は、甲の責めによることが明らかな場合を除き、当該自販機の盗難及び破損に関しては、一切の責任を負わない。

2 乙は、自販機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧をしなければならない。

3 甲は、自販機の毀損、汚損又は紛失を発見した場合は、速やかに乙に通報しなければならない。

4 第2項の復旧に要する経費は、乙が負担するものとする。

(売上調査)

第15条 甲は、必要に応じて、自販機に係る売上本数及び売上高について、調査を実施することができる。乙はこれに協力しなければならない。

(自販機の交換)

第16条 乙が、自販機の交換(リプレース)を実施する場合は、あらかじめその旨を甲に申し出たうえで、甲の承諾を受けなければならない。

(協定解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、行政財産使用許可を取り消し、この協定を解除することができるものとする。

(1) 本協定の条項に違反したとき。

(2) 事業の存続が困難であると認められたとき。

(3) 社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められたとき。

(4) 第4条、第5条、第6条及び第7条の規定による加算金等の支払い義務を履行せず、甲の催告にもかかわらず納入期限を3か月以上経過してもなお履行しないとき。

2 前項により協定が解除された場合、乙はこれによって生じる損失の補償を甲に請求することはできないものとする。

3 乙は前項の規定により協定が解除された場合には、甲が指定する期日までに自販機を撤去しなければならない。

4 乙は、自販機を撤去したときは、乙の責任と負担において原状回復を行い、甲の確認を受けるものとする。

(原状回復)

第 18 条 乙は、協定期間が満了した場合は、速やかに自己の責任において原状に回復して、甲に返還する。ただし、甲が必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(疑義の解釈等)

第 19 条 この協定書の定めに疑義が生じた事項又はこの協定書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

年 月 日

甲 新発田市中央町 3 丁目 3 番 3 号  
新発田市 新発田市長

乙